

4月からの介護保険料の引き上げに ご理解をお願いします

健康福祉課 介護保険係 ☎63-2525 内線103

介護保険は、3年ごとに事業の見直しと保険料の改定を行います。今回は平成27年度～29年度（第6期）の事業計画と保険料の見直しを行いました。

今回の見直しでは基準額で月額4,740円→6,000円（世帯の収入等に応じて表の9段階の額）に引き上げさせていただいています。なお、県内の市町村の平均月額が5,939円です。経済状況等が厳しい折ですが皆様のご理解をお願いいたします。

引き上げの要因は、年々高齢化率が進み介護サービスを受ける人が増加し、介護給付費が毎年上昇していることにより保険料の財源が不足し、昨年度は

和歌山県財政安定化基金から借入れを行いました。

町としては住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築の早期実現に向け取り組んでおります。

なお、介護保険料は、年金からの天引き（特別徴収）の方は4月・6月は現行の金額で徴収し、8月以降に引き上げ額での調整を行います。また、納付書での納付（普通徴収）の方は、7月に納付書を送付しますのでご理解の程よろしく申し上げます。

所得段階別介護保険料（平成27～28年度）

（単位：円）

所得段階	保険料率	対象者	月額 保険料額	年額 保険料額
第1段階	基準額×0.45	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下の方	2,700	32,400
第2段階	基準額×0.75	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下の方	4,500	54,000
第3段階	基準額×0.75	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入120万円超等の方	4,500	54,000
第4段階	基準額×0.90	本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下の方	5,400	64,800
第5段階	基準額1.00	本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超の方	6,000	72,000
第6段階	基準額×1.20	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	7,200	86,400
第7段階	基準額×1.30	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	7,800	93,600
第8段階	基準額×1.50	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	9,000	108,000
第9段階	基準額×1.70	本人が住民税課税で合計所得金額が290万円以上の方	10,200	122,400

※平成29年度からは、所得段階（第1段階から第3段階）に対して、給付費の5割の公費とは別枠で公費（第1段階で0.3、第2段階で0.5、第3段階で0.7に保険料率の軽減）を投入し、低所得高齢者の保険料の軽減を強化する予定となっています。